

令和7年度 市税等納付方法のご案内

会津若松市の市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税（種別割）・国民健康保険税の納付方法については、下記の方法があります。

スマートフォン決済アプリでの納付	利用可能アプリ：・PayPay ・PayB ・au PAY ・銀行 Pay（ゆうちょ Pay 等） ・J - Coin Pay ・d払い ・ファミペイ ・楽天ペイ ・楽天銀行コンビニ支払サービス (令和7年1月現在)
インターネットを利用したクレジットカード等での納付	スマートフォン・タブレット等で、クレジットカード決済・インターネットバンキング決済により納付することができます。 (詳しくは二次元バーコードで市のホームページへアクセスしてください。) 
コンビニ等での納付	コンビニエンスストア、専用端末機（MMK 端末機）が設置されているスーパー店舗等の窓口で納付することができます。窓口には納付書をご持参ください。 ※納付書にバーコードの印字があり、かつ使用期限内であることが、利用条件となります。
金融機関、市役所窓口での納付	取扱金融機関（東邦銀行、第四北越銀行、福島銀行、大東銀行、会津信用金庫、会津商工信用組合、東北労働金庫、会津よつば農業協同組合の市外の本店・支店を含む、ゆうちょ銀行・郵便局※）、市役所納税課窓口、国保年金課（国民健康保険税のみ）、北会津支所、河東支所、各市民センター窓口にてご納付できます。 ※ゆうちょ銀行・郵便局の窓口納付は東北6県に限りです。（口座振替は全国で利用可能）また、ゆうちょ銀行・郵便局では納期限の過ぎた納付書は受付ができません。
口座振替による納付	市内の金融機関に備え付けの口座振替申込書でお申し込みください。申込期限は、裏面の市税等納税カレンダーでご確認ください。申込には、通帳・通帳印が必要です。（可能であれば納税通知書等持参）
納税貯蓄組合での納付	納税貯蓄組合は市税等を納期限内に計画的に納税することを目的とし、地域等で組織する団体です。詳しい内容は納税課までお問合せください。【お問合せ先：納税貯蓄組合専用 ☎39-1270】

※納付方法の詳しい内容については、当初納税通知書発送時に同封されます「納付方法についてのご案内」（案内は現在納付書払いを行っている方にのみ同封されます。）をご確認頂くか、市ホームページ内「市税等の納期と納付場所」をご確認ください。

（市ホームページ「市税等の納期と納付場所」へのアクセス二次元バーコード）



【注意・確認事項】

スマートフォン決済アプリ・インターネットを利用しての納付

- 現在、口座振替で納付している方が、スマートフォン決済・インターネットを利用したクレジットカード等による納付をご希望の場合は、金融機関へ口座振替廃止届を提出していただく必要があります。詳しくは、納税課までお問合せください。
- スマートフォン決済・インターネットを利用したクレジットカード等による納付では、**納付後に領収証書が発行されません。車検等で領収証書が必要な方は、金融機関や行政機関、コンビニエンスストア等の窓口でご納付ください。**また、納税証明書等の発行は納付確認に一月半程度かかりますので、領収印の押しである領収証書等をご持参のうえ、証明窓口で発行の申請を行ってください。

口座振替での納付

- 固定資産をお持ちの方で、令和6年12月までに名義変更や納税義務者の変更をされた場合、再度、新しい納税義務者での口座振替申込が必要です。
- 口座振替のお申込の際は、納税義務者ごと（納税通知書番号ごと）に申込が必要となります。共有名義等複数の固定資産をお持ちの方はご注意ください。

当初納税通知書について

- 納付書は納税通知書に同封されます。すでに口座振替を申込されている方、納税貯蓄組合へ加入されている方には納付書は同封されません。
- 口座振替をされている方は、納税通知書に現在登録されている口座情報が記載されておりますのでご確認ください。